

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第10号】

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「100分の6」を「100分の12」に改める。

第16条第2項中「翌日午前5時」を「翌日の午前5時」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和10年3月31日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬算定の基礎となる基準月額の経過措置）

- 2 令和10年3月31日までの間における改正後の第15条第4項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。